

第13 譲渡又は引渡の届出

1 譲渡又は引渡の意義

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等により所有権を移転することをいう。
- (2) 引渡とは、賃貸借、相続、合併、その他法律関係の有無を問わず、およそ物の事実上の支配が移転することをいう。
- (3) 譲渡又は引渡が製造所等の現実の施設の完成前においてなされた場合についても、本届出が必要であること。

2 譲渡又は引渡の証明

譲受又は引渡を証明するものとして、次のいずれかの書類を添付すること。

(1) 譲渡の証明

- ア 譲渡の登記の写し
- イ 譲渡契約書の写し
- ウ 譲渡人及び譲受人双方の連名による所有権を移転した旨の証明書

(2) 引渡の証明

- ア 引渡に係る契約書の写し
- イ 譲渡人及び譲受人双方の連名による引渡の契約がなされた旨の証明書

3 譲渡又は引渡とならない例

次の場合は、譲渡又は引渡とはならない。必要に応じて名義・名称・住所等変更届出書を提出すること。

- (1) 油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合（S58. 11. 17 消防危第119号質疑）
油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。
- (2) 給油所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合（S58. 11. 17 消防危第119号質疑）
給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するもので、この設備に係る所有権は移転していない。
- (3) 同一組織内の所管変更により、設置者が変更した場合
- (4) 設置者である会社等の名称を変更した場合